

浅口市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

令和7年6月26日

条例第26号

浅口市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例(平成20年浅口市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の浅口市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後に新設され、又は増設された施設について適用し、同日前までに新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。